

平成30年度（2018年度）第3回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日 時：平成31年（2019年）1月10日（木）
午後1時30分から3時30分
場 所：宝塚市役所3階 3-3会議室

議題1 平成31年度の国民健康保険事業の財政運営について

兵庫県が示した本算定時の納付金及び標準保険料率を受けて、事務局から平成31年度の国民健康保険事業の財政運営について、仮算定時からの変更点を中心に説明。

<主な質疑・意見>

（委員）本算定では、仮算定時から納付金が増額しているが、納付金は確定したものか。県の基金を活用して調整できないものか。

（事務局）仮算定では、8月末の所得の状況、平成28年度・平成29年度の1年間と平成30年度の3カ月分の医療費の推移から推計し、医療費の伸び率を2.8%と見込んだが、本算定では医療費の伸び率がさらに0.2%高くなると国が示しており、決められたルールの中で算出された納付金となるため受け入れざるを得ない。

基金に関しては、激変的に医療給付費が増加したときの対策等で利用されるものであり、今回の増額について兵庫県から基金を投入するという話はない。

（会長）県の基金については、特別な災害が発生し保険機能そのものが麻痺するような状況が起こった場合等に利用する目的であるため、各市町村が公平に財政的に厳しくなるような状況に対処するものではないと思われる。

納付金については、健診等の推進により健康水準を高めて医療費が県平均より低くなれば、納付金が減額調整される。収納率についても同様に、収納率の向上が納付金に反映されるようになっており、各保険者の努力が納付金に反映できるように仕組みられている。

（委員）第1回の運営協議会の中で、所得割については一般的に所得の低い自治体は税率が高くなる傾向にあるという説明があったが、平成27年度では宝塚市の1人当たりの所得は兵庫県下で芦屋市に次いで2番目、1人当たりの医療費も兵庫県平均よりも低い状況である。阪神間7市を比較して、宝塚市の税率が8.4%と高い水準にあるのはなぜか。

（委員）第2回の運営協議会資料8ページの「宝塚市国民健康保険税の年度別推移」によると、現在の所得割率8.4%は平成29年度からとなっており、それまでは低い状況であった。

平成29年度までは、累積赤字が続き保険財政が非常に厳しい状況の中、宝塚市の施策として市の一般会計から繰入れする等して所得割率を抑えてきたが、累積赤字が解消されないことや、県広域化においては従来のように市の一般財源から補填することが困難になることから、平成29年度に所得割率を大きく上げて収支を合わせた状況である。

（会長）付け加えて言うと、以前は、宝塚市は所得割率を低くして均等割や平等割を高くしていた傾向があったが、所得に応じて払う所得割率を高くして均等割や平等割を抑えることが望ましいという議論をして、所得割率を意図的に高めていったという経緯もある。

現在は、所得割と均等割と平等割の比率については国から50対15対35と示されているが、宝塚市については50対16対34としている。事務局から示された諮問の審議内容には、所得割50%、均等割16%、平等割34%という割り振りが適正であ

るかも含まれている。

(委員) 所得割、均等割、平等割とは何かということをもう少し説明してほしい。

(事務局) 国民健康保険税については、所得に応じた部分を50%、被保険者数に応じた部分を約35%、世帯数に応じた部分を約15%の割合で構成されている。

所得に応じた部分に関しては、国民健康保険加入者は低所得者が非常に多く、所得が33万円以下により所得割非課税となる者の割合が30%を超えているような状況になっており、残りの約7割の層で財源を確保していく必要がある中、現在の保険料率となっている。

平等割額については、応益分の7割相当分について、世帯数で割り戻して算出された額であり、均等割額は、応益分の3割相当分について、赤ちゃんから74歳まで全て被保険者1人当たり金額として算出された額である。

(委員) 平等割については、単純化して均等割と同様に1人当たりで計算することでいいのではないかと思われるが、大人数の家族の場合に赤ちゃんからお年寄りまで均等割だけで1人当たり金額を計算する形にすると、大人数の家族にとって厳しい状況となるため、平等割という形で家族の多い世帯に配慮しているという仕組みである。

(会長) 平成31年度の国民健康保険事業の財政運営について議論してきたが、諮問内容については、保険料率を据え置くことで10億円程度の基金のうち約4億円を取り崩すことになるが保険料率は据え置いていきたいということである。

今後の財政運営の取組としては、1人当たり医療費の削減や収納率の向上等の努力により課される納付金を低く抑えていく必要があるため、次の報告事項1が重要となってくる。

報告1 答申を踏まえた取組について

答申を踏まえた取組について、保険者努力支援制度において点数を獲得できていない指標を中心に、事務局から課題や進捗状況等を説明。

<主な質疑・意見>

(委員) 収納率の向上について、第1回目の兵庫県資料「保険料収納率（現年度分）の状況」では、平成27年度の市町別収納率が示されているが、同じ阪神間と比較して宝塚市は収納率が低い状況である。阪神間における収納率の差や宝塚市が低い状況にある原因等について、分析や話し合い等はされているか。

(事務局) 本市の収納率が低い原因について、滞納繰越の調定額が25億円程度となっており、他市を見ると、伊丹市は17億円、川西市は18億円であり、他市と比較して本市の滞納繰越額が大きい状況である。一方、収納額では、本市の場合は平成29年度で4億500万円となっており、伊丹市は3億1,000万円、川西市は3億7,000万円であり、他市と比較して収納額が確保できている状況であるが、滞納繰越の調定額が大きく、収納率を算出する際の分母が大きくなることで結果的に収納率が低くなっている状況である。

担税能力がなくどうしても徴収できない場合は、執行停止により3年間滞納処分等を止めて、その3年間に生活状況が改善しない場合には不納欠損により調定額を落とすことができるが、本市の場合、過去からその対応が不十分であり、分母を減らせていない状況から収納率が悪い原因となっている。

執行停止を行う場合は、調査により生活状況が生活保護レベルであり財産もないことを確認する等、大変手間がかかる事務となっているため体制の強化が必要となり、担当部局として体制強化を人事当局にお願いしているが、大変苦しい財政状況の中で人件費も抑制されているため、必要な人員が確保できない苦しい状

況である。

前年度の答申の中でも、体制の強化ということで運営協議会からご意見があったが、結果として平成30年度はアルバイト職員1名の増員という状況で滞納処分などを担う徴税吏員の正規職員については配置できていない。

(委員) 第2回目の資料「報告1-2 保険者努力支援制度」の3ページ「保険料(税)収納率」、5ページ「保険料(税)収納率の確保・向上」、それぞれの指標を達成できなければ評価点が確保できず交付金が獲得できない。交付金を獲得していくことが重要となるため、評価指標を達成するために人員が何人必要なのか、それを突き詰めていく必要がある。

(事務局) 「保険料(税)収納率」の指標について、平成30年度に交付対象となる平成29年度申請分では評価指標の達成により45点の点数を獲得できたが、平成31年度に交付対象となる平成30年度申請分では、被保険者数が5万人を割り込み、評価点獲得に求められる収納率が90.50%から93.02%と厳しくなったため、本市の平成28年度現年度収納率91.1%では評価点の確保に至らなかった状況である。

収納率は向上していながら被保険者数の減少により評価点が獲得できなかったことについては、評価指標として求める収納率の区分を細分化する等、きめ細かく評価される仕組みがつくられるように国へ働きかけていきたいと考えている。

また、人員確保については、職員規模や滞納者数に対する職員数の割合を本市と同じ規模の自治体と比較すると、3名程度の職員数が必要であると考えているが、本市も採用人数が絞られている中、確定の数字ではないが来年度は10名程度職員数が増えると仄聞している。市の組織も大きい中、税の徴収部門に何人充てることができるかとなると、組織の数から言うと1人増員できるかどうかという状況と考えている。

(委員) 「保険料(税)収納率」の評価点が獲得できなかった原因は、被保険者数が減少した結果、指標達成に必要となる収納率が厳しくなったためであり、このことについては国へ要望していくということであるが、不能欠損等により滞納繰越の調定額が整理され評価指標を達成できるのであれば、評価指標が見直されるまで放置しておくことはできないため早急に取り組むべきである。

(事務局) 本市としては、市税の徴収と執行停止、不能欠損の処理をバランスよくやることにより、評価指標で求められる収納率の達成を目指していきたいと考えている。

目指すにあたっては、事務の改善等について収納率の高い自治体に視察に行くことや、徴税吏員の事務補助的な部分で民間にアウトソーシングできないか等を検討し、財政当局に予算要求していきたいと考えている。

一方で、執行停止から不能欠損するまでには3年かかってしまうということがあり、執行停止等に対してこれまで以上に力を入れて取り組める体制が必要となると考えている。

(会長) 前年の答申の際にも大きな問題であると考えて、保険税率を据え置く条件として、滞納整理について力を入れていくための人員の確保を要望しており、市長や担当の職員も納得していた。今回、事務局から前年と同じ問題が説明されていることを残念に感じている。

不能欠損までに3年かかることは理解できたが、他市の例では、臨時的に3年間、税を担当していたOB等の専門家を何人か雇い、集中して執行停止等に取り組むことで一旦分母を減らして収納率を上げた例がある。基本的に正規職員を配置することが必要であると思うが、例えばそのような方法で分母を整理して評価点を獲得することもできる。

評価制度は、収納だけでなく給付や健診について各保険者の努力を反映させるものであり、評価点を獲得しようと努力することも大切であるが、評価指標につ

いては随時見直されることもあるため、評価制度はそういうものとして理解する必要がある。基本的には、1人当たり医療費をどのようにして適正化していくかをベースにして、評価点の獲得を考えていく発想が必要ではないかと思う。

収納率については、委員の同意が得られれば、答申に強く入れて改めて要請したいと思う。

(委員) 今すぐできるものと長期的な期間でやらなくてはいけないものは分けた方がいいと思う。第2回目の資料「報告1-2 保険者努力支援制度」の5ページ「保険料(税) 収納率の確保・向上」の中で、方針を定めることで評価点を獲得できるものは人員不足の問題ではないという印象を受けた。

(事務局) ⑤の指標「滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針としているか」については、市税徴収マニュアルに内容を記載しているため、平成31年度交付分より申請している。

④の指標「1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めているか」については、銀行預金の調査等は銀行への信用問題にかかわってくる部分があるため、分割納付を履行する方は財産調査の対象からは除いており、本市の運用で申請して点数が獲得できるか研究して、今後、積極的に獲得していきたいと考えている。

②、③の指標となる短期証、資格証明書については当初は方針を策定していたが、状況が変わってきており実施が停滞していた。今後、兵庫県の運営方針や本市の状況のすり合わせをした上で改定し、評価点を獲得していこうと考えている。

保険者努力支援制度については、指標の趣旨をうまく読み取れていないものもあり、今後、点数を獲得できていないものはあらためて整理したいと思う。

(委員) 1ページに平成30年度分の結果として850点中414点で特別交付金が7,100万円程度ということであるが、点数によって交付金というのは比例するものか。

(事務局) 保険者努力支援制度については、国の財源の中で獲得点数を基準に、都道府県毎の交付金が各都道府県へ交付され、その後に都道府県から市町村へ配分される。そのため、年度によって点数当たりの金額が変わってくる。

平成30年度に支払われた交付金は、平成29年の夏から秋にかけて評価したものとなる。

(委員) 本日の資料4ページ「答申を踏まえた取組」について、もう少し具体的な形で、ここに記載される6つの項目をそれぞれ数値化してほしい。文章で説明されると進んでいるのかそれともまだなのかというところがわかりづらいため、見える化することが大切である。

(事務局) 今回、主な項目ということで1枚にまとめたが、どこがどう進んだか等詳細な部分が見えないため、資料の作成について検討をしたいと思う。

(事務局) 特定健診受診率・特定保健指導実施率等の指標については、平成27年度の実績であり、改善しても点数への反映は3年後、4年後先になるため、努力して進んだ部分を資料として作成することが難しいと考えている。

(委員) 健診関係で求められているものは、目標を設定してそこにどのくらい近づけたか、その数値を達成するためにどういう努力をしたかということである。

国が示す基準を達成するために目標をこのような数値にして、その目標を達成するためにこのような工夫や努力をし、結果としてこうなったということが重要となる。

厚労省からも目標の数値を示すだけではなく、努力したことに対してどのようなアウトカムが出るかが求められている。

(会長) 評価する数値は2年ぐらい前の値かもしれないが、目標を達成するためにしている努力を具体的な計画として示してもらい必要がある。

(委員) 我々も達成できるために、具体的な意見を出している。それが達成するための応援につながれば非常にありがたい。

人員確保の件についても、手当されないということであれば、答申する際には市長に対して意見していきたい。

(会長) これまでの議論を踏まえた上で、諮問にどのように答えるかについて、諮問のように現行の保険税率、保険税の賦課の方法をそのまま据え置くということで特に異論がなければ、そのことを認めた上で、保険運営の適正化に向けて最低限必要となることを附帯決議のような形でまとめたいと思う。次回、最終的なとりまとめをするが、この点についてもう少し資料を用意してほしい、もう一度確認しておきたい、ということがあれば事務局に次回までに用意してほしいと思う。

(委員) 今回示された単年度収支が赤字となり基金を取り崩していく状況が1年だけのことであるか、この先の見通しについて知りたい。今年は据え置きという判断になると思うが、このままいくと近々、保険料値上げとなる可能性がある。加えて、人口減少や高齢者の増加が進むことを考えると、状況が悪化していくことも考えられるため、その辺の国、県、そして市がどのように考えているか示してほしい。

(会長) 今回、基金があったため保険料率を据え置くことになるが、実際これから保険料率が上がっていくことが見込まれるのであれば、今から上げていくという判断が適正かもしれないため、これからどのように国保の財政が変わっていくか、国保担当者としても見通しを持っておくべきだと思う。

(事務局) 兵庫県にもあらためて確認して、どういったものが示せるか整理したいと思う。

報告3 その他

時間の都合で説明できなかった報告2について次回の運営協議会で説明することを確認。また、事務局より次回の運営協議会の日程及び今後のスケジュールについて説明。

<今後の日程>

第4回 平成31年1月21日

(会長) これで、本日の運営協議会は終了とする。